

長柄町マスコットキャラクター「ながラン」 着ぐるみの使用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、長柄町マスコットキャラクター「ながラン」着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）の使用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(使用基準)

第2条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、使用を希望する者に対し着ぐるみを貸し出すことができる。ただし、同一時期に使用の希望が重複した場合、先着順とする。

- (1) 町の信用及び品位を害し、又は害するおそれがあるとき。
- (2) 自己の商標又は意匠とするなど独占的に使用し、又は使用するおそれがあるとき。
- (3) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- (4) 特定の個人、政党若しくは宗教団体を支援し、若しくは後任しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあるとき。
- (5) 着ぐるみの正しい使用方法に従って使用されないおそれのあるとき。
- (6) 着ぐるみを営利目的で使用するおそれがあるとき。

(使用申請等)

第3条 着ぐるみを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ長柄町マスコットキャラクター「ながラン」着ぐるみ使用承認申請書（第1号様式。以下「使用承認申請書」という。）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。
ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 町が業務のために使用するとき。
- (2) 町立の小学校及び中学校が教育の目的で使用するとき。
- (3) 報道機関が報道及び広報の目的に使用するとき。

2 前項の規程による申請は、使用しようとする日の属する月の3月前の月の1日から使用当日までにしなければならない。

(使用承認等)

第4条 町長は前条の規程により使用承認申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、使用を承認するときは、申請者に長柄町マスコットキャラクター「ながラン」着ぐるみ使用承認通知書（第2号様式。以下「使用承認通知書」という。）により通知するものとする。この場合において、町長は使用条件を付することができる。

- 2 町長は前項の規程による審査の結果、使用を承認しないときは、申請者に長柄町マスコットキャラクター「ながラン」着ぐるみ使用不承認通知書（第3号様式。以下「使用不承認通知書」という。）により通知するものとする。

（使用承認期間等）

第5条 使用承認期間は、着ぐるみを使用する期間とし、5日間以内とする。

- 2 着ぐるみの借受け及び返却は、使用承認期間前後に速やかに行うものとする。

（使用料）

第6条 着ぐるみの使用料は無料とする。

（使用上の遵守事項）

第7条 着ぐるみの使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1） 使用承認を受けた内容にのみ使用し、町長が付した使用条件に従うこと。
- （2） 使用承認を他に譲渡し、又は転貸しないこと。
- （3） 貸出に伴う搬出及び搬入は、直接使用者が行うこと。
- （4） 長柄町マスコットキャラクター「ながラン」着ぐるみ使用マニュアル（以下「マニュアル」という。）に基づき、正しく使用すること。
- （5） 着ぐるみの改変等はしないこと。ただし、町長が認めた場合が、この限りではない。
- （6） キャラクター等のイメージを損なうことはしないこと。
- （7） 着ぐるみを破損及び汚損した場合は、使用者の責任と負担により修理、修復をすること。修理又は修復が困難な状態までに破損または汚損した場合は、使用者が実費弁償すること。

（使用承認の取消）

第8条 町長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、使用承認を取り消すことができる。

- （1） この規程に違反したとき、又は違反することが判明したとき。
- （2） 申請に虚偽又は不正があったとき。
- （3） 前2号に掲げるもののほか、町長が不適當と認めるとき。

- 2 町長は、前項の規程により使用承認を取り消されたその使用者に長柄町マスコットキャラクター「ながラン」着ぐるみ使用承認取消書（第4号様式。以下「使用承認取消書」という。）により通知するものとする。

- 3 第1項の規程により着ぐるみの使用承認を取り消した者は、使用承認取消書の通知があった日以後、着ぐるみを使用してはならない。

(責任の制限)

第9条 前条の規程により着ぐるみの使用承認を取り消した場合、使用者に損害が生じても、町はその責めを負わない。

2 着ぐるみの使用によって使用者が受けた被害又は使用者が第三者に対して損害若しくは損失を与えた場合でも、町は損害賠償、損害補償その他の法律上の責任を一切負わない。

附 則

この規程は平成25年4月1日から施行する。

問合先 長柄町役場総務課総務企画班

〒297-0298

千葉県長生郡長柄町桜谷712番地 2F

[TEL:0475-35-2111](tel:0475-35-2111) FAX:0475-35-4732

e-mail:soumu@town.nagara.chiba.jp